

質問事項

質問事項の回答は、4月16日までに吉野郡聴覚障害者協会事務局あて、
FAX 0746 32 1471までお願いいたします。

1、手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように、「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください

解答欄

手話言語条例の制定について異論は有りません。

天川町議会としては、日本として、手話言語法の制定を求め、意見書を内閣総理大臣を始め、衆議院議長等に送付してあります。今後は、各自治体と一体となり、県への訂し制定の推進に努めます。天川町についても条例制定に早急に取り組めます。

2、高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者というと、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料の支払いをしているので、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

介護保険法等にありサービスは平等で有してしまふべきです。

聴覚障害者の方達への不便に感じられている問題に

ついて、早急の改善に取り組め、安心して生活できる環境作りに取り組めたいと思います。

協会からのご意見宜しくお返し致します。

天川町議会議員

銭右敏吾